



はじめに

野洲市長 山崎基晴

誕生から2年余り、里山の豊かな緑と水面きらめく碧い琵琶湖などの自然環境に恵まれた野洲市は、「人権」と「環境」を基本理念に、市民のみなさんと協働のまちづくりを進めてきました。この間、小さくとも自立できる市をめざし、機能的な行政運営システムの確立や新しいまちにふさわしい行政サービスの基盤づくりに努めてきました。

このたび、2カ年の検討審議を経て「第1次野洲市総合計画」を策定いたしました。この計画は、めざすべき野洲市の将来像など、まちづくりの最も基本的な方向を示したものであるとともに、今後のまちの課題を見据え、それに必要な施策を明らかにしたものです。また、地方分権の進展とあわせ、高まる市民の信託に的確に応えていくために、政策の基本理念である「人権」「環境」「協働」の具現化の方策を各施策に明示したほか、計画を計画だけで終わらせないしくみとして、行政評価制度に対応した成果指標の設定を行いました。

この計画を着実に具現化し14年後の野洲市を大輪の花として咲かせるために、市は、市民みなさんの願いを起点に全力で取り組みを進めます。しかしそこには、市民協働という大きな力が何よりも必要です。みなさんのご理解とご協力を切にお願いするものです。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただいた審議会委員のみなさんをはじめ、懇談会やアンケートなどを通じて策定にご協力いただいた多くの市民のみなさんに心から感謝申し上げます。

平成19年3月

目 次

第1部 基本構想

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と目的	2
2 計画の構成と期間	3
3 各個別計画との関係	4

第2章 野洲市を取り巻く社会的背景

1 少子化・高齢化、人口減少の時代	5
2 価値観・生活様式の多様化と変化の時代	5
3 地球環境を守り、自然と共生する時代	5
4 地方の自立と協働の時代	6
5 安全と安心が求められる時代	6
6 情報ネットワーク化の時代	6
7 産業を取り巻く環境変化の時代	7

第3章 野洲市の特性

1 沿革・地勢	8
2 人口・世帯	8
3 土地利用・産業	9
4 これまでのまちづくりへの取り組み	9
5 市民の意識	10

第4章 まちづくりの課題

1 子育て・教育・人権	11
2 福祉・生活・安全	11
3 環 境	12
4 産 業	12
5 都市基盤	13
6 市民活動・行政運営	13

第5章 将来都市像 ～めざすべきまちの姿～

将来都市像～めざすべきまちの姿～	14
------------------	----

第6章 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念	15
------------	----

第7章 まちづくりの基本目標

1 豊かな人間性をはぐくむまち	16
2 人々が支え合う安心なまち	16
3 美しい風土を守り育てるまち	17
4 地域を支える活力を生むまち	17
5 うるおいとにぎわいのある快適なまち	18
6 市民と行政がともにつくるまち	18

第8章 主要指標の見込みと計画

1 人口・世帯数	19
2 年齢構成	21
3 産業・生産の現状	22

第9章 土地利用基本構想

1 土地利用の基本理念	26
2 土地利用をめぐる基本的条件の変化	26
3 計画期間中における課題と土地利用の基本方針	27
4 都市軸の形成	28
5 拠点別整備方針	28
○ 都市軸・都市拠点（図）	29

第10章 計画の進捗管理の方法について

計画の進捗管理の方法について	30
----------------	----

第2部 基本計画

計画の構成	32
-------	----

第1章 豊かな人間性をはぐくむまち

1 子育て・子育て支援の充実	36
2 青少年の健全育成	41
3 学校教育の充実	43
4 生涯学習・生涯スポーツの推進	47
5 人権の尊重と恒久平和の実現	51
6 同和問題の解決	54
7 男女共同参画社会の推進	57
8 多文化共生社会の実現	60

第2章 人々が支え合う安心なまち

1 健康づくりの推進	64
2 高齢者福祉の充実	67
3 障がい者福祉の充実	70
4 地域福祉の推進	74
5 低所得者福祉の推進	76
6 防火・防災対策の強化	79
7 市民生活の安全性の確保	82
8 交通安全の推進	86

第3章 美しい風土を守り育てるまち

1 ふるさとの景観の保全と創造	90
2 水・緑環境の保全と創造	92
3 地球環境の保全	96
4 廃棄物の抑制とリサイクルの推進	99
5 歴史的遺産の保護・継承	102

第4章 地域を支える活力を生むまち

1 まちを活性させる産業基盤の立地の促進	106
2 商工業の振興	108
3 農林漁業の振興	111
4 地域資源を活かした観光の振興	115
5 就労支援と勤労者福祉の充実	118

第5章 うるおいとにぎわいのある快適なまち

1 均衡ある土地利用の推進	122
2 道路ネットワークの整備	124
3 公共交通の利便性の向上	126
4 快適な居住環境の確保	128
5 都市拠点の整備	131

第6章 市民と行政がとむにつくるまち

1 市民活動の促進	134
2 市民との情報共有の推進	136
3 長期的展望に立った財政運営	139
4 効果的・効率的な行政運営	143

付属資料

主要策定経過	146
野洲市総合計画審議会委員名簿	149
諮問書	150
答申書	151
野洲市総合計画審議会条例・施行規則	152
用語解説	154

第1部 基本構想

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と目的

『人権と環境を土台に、生きる意味が実感できる社会づくり』を基本理念として平成16年10月1日に誕生した野洲市は、めざすべきまちの将来像『豊かな自然と歴史に彩られ 人が奏でる ほほえみ・ときめきのまち』の具現化に向かって、すでに2年余りの歩みを進めてきました。

この間、野洲市が新市建設の基本計画としてきた「新市まちづくり計画」は、合併前、住民5,000人を対象に実施されたアンケート調査の結果や、住民活動を行う方々などにより組織された「新市まちづくり住民懇談会（ほほえみ・ときめきの会）」からの提言、さらに7回にわたるタウンミーティングでの議論の内容に基づいて、合併後10年を目標に据えて策定されたものです。

このたび、地方自治法の規定により策定する「第1次野洲市総合計画」は、この「新市まちづくり計画」の内容とその根拠となっている市民のみなさんの課題認識や意向を基本として、これからの野洲市に必要な政策・施策を明確にするものであると同時に、今後さらに厳しさを増す地方行政を取り巻く現状を踏まえるうえで必要な経営的視点を加味して、そのマネジメント手法の確立を図ろうとするものです。

2 計画の構成と期間

○ 計画の構成と期間 ○

この計画は、基本構想および基本計画で構成します。

基本構想は、野洲市の「将来都市像」、「まちづくりの基本理念」および「まちづくりの基本目標」等を定めるものです。基本構想の期間は、平成19年度を初年度とし、中長期的な展望を踏まえるとともに広域的な整合性も視野に入れ、平成32年度を目標年度とする14か年とします。

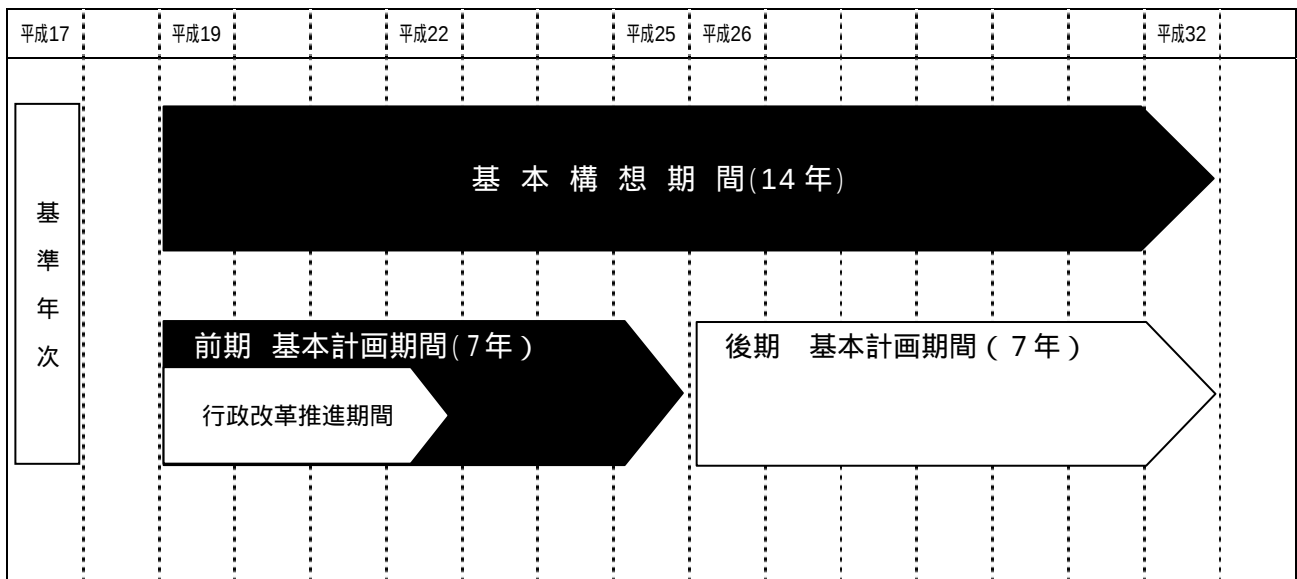
基本計画は、基本構想で示された「将来都市像」および「まちづくりの基本目標」等の実現を図るための施策を体系的に示すとともに、その内容を明らかにした市政の基本的な計画であり、計画期間を前期および後期に分け、前期基本計画の計画期間は、平成19年度から平成25年度までの7か年とします。

なお、基本計画に定められた施策を効率的に実施するために、必要な事業を明らかにした具体的な計画として、実施計画を別に策定します。

○ 行財政改革の推進期間 ○

総合計画の目的達成のためには、現在の野洲市がおかれている極めて厳しい財政状況を踏まえ対策を講じることがまず必要であり、「前期基本計画期間」の中に「行政改革推進期間」を位置づけ、財政の健全化に集中して取り組むものとします。

■ 総合計画の計画期間



3 各個別計画との関係

現在、市政の各分野においても、それぞれの行政課題に応じて、めざすべき方向や事業体系を示し、事業の系統的計画的な実施を図るための基本方針や基本計画などが策定されています。

これらの計画は、法令上の位置づけや策定の趣旨の違いなどにより、計画の期間や表現などはさまざまですが、総合計画では、各個別計画は総合計画の内容を各分野において補完し具体化していくものとして位置づけ、緊密な調整を図ることとします。

第2章 野洲市を取り巻く社会的背景

1 少子化・高齢化、人口減少の時代

わが国は近年、急激に少子化が進み、その結果総人口は減少に向かっています。また、高齢化は、世界に例を見ない速いペースで、今後もさらに進行するとみられ、2020年頃には総人口の約3割が高齢者になるものと予想されています。さらに、少子化・高齢化などに伴う就労人口の減少は、産業構造や雇用システム、年金・医療等の社会保障制度、基盤整備のあり方、あるいは教育等、社会システム全体の見直しを余儀なくしています。

これからは、一人ひとり、そして家族が将来への不安を払拭して、安心して生きがいをもって生活できる生活様式を作り出すとともに、地方自治体においても、地域間競争の時代にあって、人口減少化に対応した施策の構築に向けて取り組む必要があります。

2 価値観・生活様式の多様化と変化の時代

経済は成熟期を迎え、日本社会は成長の時代から持続的発展の時代へ移行したといわれています。このような時代において、人々の価値観や生活様式は、多様化とともに常に変化していると考えられ、自己実現に向けて、ボランティア活動などの社会的な活動に参加しようとする人や自己啓発や趣味などに力点を置きたいと考える人が増加する傾向にあると考えられます。

一方、若年層におけるニート（巻末付属資料参照）問題やフリーターの増加にみられるように、社会全体が明確な目標をなくし、将来に対する漠然とした不安感が広がりつつあるなかで、家族のつながりや地域のつながりの希薄化が問題視され、その必要性が見直されようとしています。

また、従来では考えられなかったような規範意識の低下や人の命の重さに対する認識が問われる事故や事件が数多く発生しています。

3 地球環境を守り、自然と共生する時代

人為的要因により地球の大気温度が上昇し続けているといわれています。この地球温暖化といわれる現象が進行した場合、自然環境への影響は計り知れないものがあり、地球温暖化に対する対策の重要性が世界各国で認識されています。そのようななか、2005年2月、地球温暖化防止の国際的な取り組みとして、「京都議定書」が発効し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を1990年に比べて6%削減することが義務づけられました。この目標を達成するために、すべての温室効果ガスの排出抑制の取り組みが求められているほか、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済活動や生活スタイルを見直し、自然環境への負荷の少ない、循環型社会の実現をめざす必要があります。

また、かけがえのない自然を次世代に引き継ぐために、市民一人ひとりが日常生活において自然との共生の考え方をもち、保全に努めることが責務となっています。

4 地方の自立と協働の時代

市民ニーズの多様化・高度化を受けて、市民に最も近い行政機関である市町村の役割はさらに拡大しています。こうしたなか、国において進められている三位一体の改革（巻末付属資料参照）により、適正な税源移譲を前提とした地方分権の推進が求められているほか、市民の視点に立った政策を自己責任のもとで立案し推進する政策自治体への転換を図ることが必要になっています。

しかしながら、今後、税収をはじめ、十分な収入の確保が期待できないなか、地方の行財政運営はますます厳しくなるものと見込まれており、行財政運営のさらなる効率化を進める必要があります。

また、公的サービスの担い手として、NPOなどの団体や地域における市民活動が社会・経済システムのなかで果たすべき役割は、なお一層大きくなっており、「協働」によるまちづくりが必要です。

5 安全と安心が求められる時代

全国各地で震災や水害など、大規模な自然災害が相次いでおり、地域の防災対策の強化が求められています。

また、子どもを対象とした凶悪な犯罪が多発しており、その対策の強化が求められているほか、高齢者等を対象とした犯罪の防止や食の安全の確保など、日常生活をおくるうえでの安全対策についても市民の関心が高まっています。

さらに、新たな局面として、テロなど市民を無差別に狙う残虐な行為への対策が必要となっています。

6 情報ネットワーク化の時代

インターネットの普及は、経済活動から日常生活に至るまで、社会システム全体を大きく変革させてきました。

日常生活の面では、距離的・時間的制約が解消され、住み、働き、学ぶ場の選択肢の拡大が進んでいるほか、情報化の進展による福祉・教育・行政などの各分野での活用が、今後ますます進むものと予想されています。

また、こうした利便性の向上を支える技術とネットワークの環境は、めまぐるしいスピードで発展し続けており、多面的に活用されることが求められています。

一方で、無秩序な情報の氾濫は、青少年の育成に悪影響を与えたり、プライバシーの侵害や差別、犯罪につながったりするなど、人々の生活に少なからぬ負の影響をもたらしていることも事実であると考えられます。

7 産業を取り巻く環境変化の時代

わが国の経済は、規制緩和の推進やボーダーレス化の進展などに伴って新たな動きが活発になっており、産業を取り巻く環境は大きく変化してきています。

消費者ニーズがますます多様化・高度化するなかで、付加価値の高い産物や新製品を研究・開発し生産する産業システムの革新は、農業を含むあらゆる分野で図られつつあります。

また、情報ネットワークの進展を背景に、従来では実現が難しかった細やかなニーズに対応することが可能になり、新たな起業形態や新しい産業の創出も進んでいます。

さらに、社会状況の変化に対応して、高齢化や環境問題等への適切な対応が必要となっています。

第3章 野洲市の特性

1 沿革・地勢

豊かな自然・歴史文化にはぐくまれ、高い交通利便性を有しているまち

野洲市は、滋賀県の南西部に位置し、西は守山市・栗東市、南は湖南市、東は竜王町、北は近江八幡市と接する面積61.45km²のまちです。

本地域には、日本最大の湖である琵琶湖、近江富士と呼ばれる美しい三上山や緑豊かな里山、まちにうるおいを与えてくれる野洲川などの貴重な自然があり、温暖な気候と四季の美しさに心和む、すばらしい環境を有しています。

市の郊外には、野洲川の恵みにより形成された肥沃な土地に豊かな田園が広がり、良好な環境の住宅地の中に温かいコミュニティが形成されています。また、希望が丘文化公園や琵琶湖岸のレクリエーション施設などには、市外からも多くの人々が訪れています。

また、銅鐸や古墳など悠久の歴史遺産を有するほか、国宝御上神社や兵主大社、錦織寺をはじめとする神社仏閣も数多く存在し、貴重な無形文化財もあります。これらのすべては、野洲市の魅力を高めるすばらしい地域資源であると同時に、後世に引き継ぐべき大切な財産として、市民に親しまれています。

さらに、旧中山道や旧朝鮮人街道などに代表されるように、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史のある地域であり、今日においても、ＪＲ東海道本線と国道８号が横断し、名神高速道路のインターチェンジへのアクセスも良好であるなど、交通利便性の高いまちです。

2 人口・世帯

全国的な人口減少化のなかでも成長を持続しているまち

野洲市は、大津、京都、大阪の通勤圏として人口が増加してきたまちです。平成17年の国勢調査に基づく人口は49,486人、５年前からの増加率は2.4%で、県平均の2.8%を下回ったものの、県内市町別の順位では第10位と依然高く、昭和55年以降全国の平均を大きく上回る増加を続けています。

年齢構造は、年少人口（0～14歳）割合、生産年齢人口（15～64歳）割合ともに、県や全国平均よりも大きく、老年人口（65歳以上）割合は小さい状況ですが、高齢化率は16.9%（平成17年国勢調査）となっており、すでに「高齢社会」となっています。

また、世帯数は16,589世帯で、５年前からの増加率は9.3%と人口増加率を上回っており、核家族化の進展や単身世帯の増加がうかがえます。

3 土地利用・産業

先端技術と近代的な農業が共存しているまち

野洲市の土地は、全体の約40%が農地として利用されています。郊外には、ほ場整備が行き届いた優良農地が広がっており、この優良農地を生かした農業が営まれています。また、35%近くを山林などが占め、その大半は保安林となっていますが、一部の里山では林業も行われています。また、琵琶湖での漁業も営まれています。

工業地域においては、情報通信技術関連の大手企業が立地しており、全国的にも第2次産業就業者の割合が高い状況となっています。

商業事業所の数は県内市部平均に比べ低くなっています。

また、市街地には閑静な住宅地が形成されています。

4 これまでのまちづくりへの取り組み

「人権」と「環境」への取り組み

野洲市は、「人権」と「環境」を、ともに生命の基軸として認識し、まちづくりを進めてきたまちです。すべての施策を「人権」と「環境」の視点をもって推進してきました。

人権尊重のまちづくりに向けた条例を合併当初から制定するとともに、「人権尊重のまち」として宣言を行うなど、関係施策の推進を総合行政のなかで機能的に進めてきました。すべての市民が差別を許さない行動を実践できる社会の実現をめざし、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消への取り組みを進めています。また、社会的弱者の視点に立った施策を推進し、障がい者や高齢者のための先駆的な施設の整備や、健康づくり、交通バリアフリー等の取り組みを進めることにより、市民の福祉の向上を図ってきたほか、生涯学習やスポーツなど、教育を通じた「人づくり」も積極的に推進してきました。

一方、環境を保全・創造し管理していくため、「環境基本条例」の制定や「環境基本計画」の策定を行うなど、積極的な取り組みを市民とともに進めてきました。琵琶湖を守る運動や里山の保全・活用など地域の自然を守る取り組みは、市民の認識の高まりとともに定着しつつあります。さらに、地球温暖化防止のため太陽光発電やバイオマス（巻末付属資料参照）エネルギーなどの新エネルギーの普及を図るとともに、省エネルギービジョンを策定し地域での省エネルギーの実践を推進するなど、CO₂などの温室効果ガスの排出量の20%削減を目標に取り組んでいます。また、地産地消と太陽光発電システムの設置を、地域通貨により、ともに推進する取り組みも始まっています。

協働への取り組み

野洲市では「人権と環境」の理念の具現化に向けて、「協働」を手法としたまちづくりに取り組んできました。この結果、公的サービスの担い手として活動している市民活動団体などの数は、福祉・子育て等各分野で300以上にのぼり、県下でも最高のレベルにあります。これらの活動をさらに支援するため、協働のマネジメントシステムとして「市民活動促進計画」を策定する等、「協働のまちづくり」を体系的に進めています。

特に、福祉や環境などの分野では、市民活動と行政が連携した公的サービスの提供がすでに実践されており、行政と市民がまちづくりの課題を共有し、ともに取り組んでいく基盤ができ上がりつつありま

す。

また、市内の7つの学区ごとにコミュニティセンターを設置してその運営を住民に任せるなど市民活動の拠点整備にも積極的に取り組んできたところです。

5 市民の意識

住み続けたいまち

合併時におけるアンケート調査（市民5,000人を対象）の結果によれば、多くの市民が山川・湖など、自然環境が豊かで、歴史・文化に恵まれたまちであると考えており、8割以上の市民がこれからも（または、できれば）野洲市に住み続けたいと考えています。

また、同じアンケート調査によれば、まちづくりのキーワードとして「自然・環境」「健康・安全・安心」を挙げる人が多く、市が力を入れていくべき取り組みについても「山川・湖など自然環境の保全」のほか、福祉や保健・医療の充実を望む人が各年齢層で多い状況です。

これらのことから、市民の多くは、住み続けたいまちとして、自然環境の保全に留意したまちづくりや健康で安心して生活できる制度の充実を求めていると考えられ、この想いを施策に反映する必要があります。

第4章 まちづくりの課題

1 子育て・教育・人権

年少人口の減少が進行しているなか、未来のまちづくりの主役である子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、児童虐待、引きこもり、いじめ等、複雑な問題が顕在化しています。子どもたちがのびのびと生活し、学力を身につけていくことができる場を保障していく必要があります。また、核家族化の進行や都市化の進展により、人とひととの関わりが疎遠な社会になっており、さまざまな悩みや問題を内に抱え込んで孤立する親や家庭が見受けられます。

こうした状況に加え、利便や利益を第一と考える混沌殺伐とした社会の風潮は、子どもや青少年自身の健全な育成に多様な影響を与えており、規範意識や人権や命の尊厳に対する認識の希薄化、欠如などが見受けられ、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。

一方で、生活の物質的な成熟を経て、心の豊かさとうるおいのある生活に対する人々の志向は強まっており、団塊の世代がセカンドライフ（退職後の生活）に移行することなどにより、生涯学習やスポーツなど、市民の自己実現に対する要求が、より一層高度化多様化することが予想されます。

21世紀のキーワードの一つである人権の尊重についても、人権問題に関する意識調査で、「わからない」や「無回答」を選択する人が増えているなど、いわゆる無関心層が拡大していることがうかがえるなかで、高齢者の虐待などといった新たな人権問題が発生しており、陰湿な部落差別事件も依然として後を絶たない状態です。

またインターネット社会の成熟を受け、市民レベルでのボーダーレス化が進展しており、国際的な理解と協調に対する意識の醸成がますます求められています。

さらに、性別にかかわらず互いに理解し合い、社会の対等な構成員として責任も利益も分かち合いながら自分らしくいきいきと生きることができる男女共同参画社会の実現が急務となっていますが、社会構造や制度の改善は十分に進んでいる状況とはいえません。

2 福祉・生活・安全

生活習慣病は死亡原因全体の約6割を占めており、この予防は重要な課題です。また、現代のストレス社会に起因する疾病などの増加も見受けられます。

このようななか、従来の行政主導の取り組みでは健康づくり活動の広がりに限界があることから、新たな取り組みの広がりが求められています。また、医療費の増加が深刻な問題となっています。

高齢化の状況は、地域差が見受けられますが、全体としては団塊の世代の高齢化により、一層進行することが見込まれます。また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、高齢者虐待の発生等も大きな課題であり、地域を中心にした介護支援や生きがいの創造、健康づくり対策などについて、的確な対応が必要です。

障がい者の介護や生活支援についても、社会参画を推し進めるため、就労支援などにさらに取り組む必要があります。

野洲市域は琵琶湖西岸断層帯による直下型地震、東南海・南海地震など大規模な災害の想定エリアとなっており、その対策が重要な課題となっています。市民の防災意識は高まっていますが、基本となる

□ 第1部 基本構想 □

地域の自主防災の組織化と、障がい者や高齢者など災害発生時に弱い立場にある人々への対応が課題となっています。

一方、子どもを狙った凶悪な犯罪が全国的に頻発している現状を受けて、地域ぐるみの対策が求められています。

また、近年多発している高齢者をはじめとする消費者を対象とした犯罪の防止、食生活の安全など日常生活の安全性確保も課題となっています。

3 環 境

利便性豊かな生活や活発な経済活動が確保される一方で、これらと調和のとれた自然、集落、街並み、沿道などの景観や地域に遺された数多くの歴史的遺産は、次世代に引き継ぐべき財産として、保全・活用される必要があります。

琵琶湖や河川などの水質の改善は今後も大きな課題であり、新しい水環境の創造が必要とされています。また、生活の身近なところに緑が少なく、里山の一部には荒廃がみられることから、市民の参画を含めた幅広い取り組みによる緑の保全と整備が必要となっています。

一方、地球温暖化の問題に対しては、新エネルギーの導入や省エネルギーの推進など積極的に取り組んできましたが、今後さらに市全体に浸透させていく必要があります。また、廃棄物の処理についても、4R（巻末付属資料参照）の促進にさらに取り組む必要があります。

4 産 業

野洲市の土地の面積の約4割は農地であり、兼業農家が多くを占めています。農業の構造改革に向けて野洲市においても担い手の育成、確保を行うとともに農地の利用集積などを図る必要があります。林業や漁業については、経営規模が小さく、担い手の高齢化が進んでいる状況で、後継者の確保とともに、環境の保全と関連した新しい取り組みが必要となっています。

工業については、情報通信技術関連の大手企業が立地し、市の基幹産業として地域経済を支えている状況にあります。今後は地元企業との連携による地域経済の活性化を図るとともに、新たな企業立地に取り組むことも必要となっています。

また、就労に関しては、市民が安心して働くための支援体制が必要であるとともに、ニート（巻末付属資料参照）対策等も新たな課題となりつつあります。

商業の振興については、経営の安定化と後継者の確保が課題となっています。

観光に関しては、野洲市には年間約180万人の来訪者があり、観光資源も豊富ですが、多くの人の流れや地域資源を十分に生かしきれていない状況です。

5 都市基盤

人々が集まり、まちを活性させる拠点の整備とともに、快適でうるおいのある市街地の形成に向けて、土地の有効利用が必要となっています。

また、市民生活を支える道路網については、野洲川と日野川における道路橋梁の不足により、隣接市町と連携した幹線道路や広域幹線道路への接続が良好とはいえず、交通渋滞等の問題が発生しています。

また、生活道路の整備とともに、安全に安心して利用できる道路や広場などの空間の創造が求められています。さらに、多くの市民が利用する公共交通については、鉄道駅など交通結節点の利便性の向上、バス交通の確保・充実などの課題があります。

上下水道や都市公園など快適な生活を確保するための基盤は高い率で整備が進んでいますが、今後は適正な維持管理が必要とされています。また、快適性を求める市民の高いニーズに応えるため、環境保全に関する企業との協力関係の確立や仕組みづくりが必要となっています。

6 市民活動・行政運営

市内に活動する多くの市民活動団体の実態を的確に把握することにより、それぞれの団体が抱える問題点や課題を明らかにする必要があります。また、団塊の世代が2007年を機に、企業を退職し地域に回帰することが予測され、市民活動を支える大きな力となることが期待されていることから、こうした人々の参加を促す仕組みづくりが必要となっています。さらに、自治会などの地縁団体と市民活動団体の存在意義を正しく理解し、それぞれの役割分担を明確にしつつ、活動の活性化を促す必要があります。

市民参加の第一歩は行政との情報の共有であり、そのために、多様な情報提供手段を確保し、市民が自由に選択できる環境を整備することが求められています。今後は詳細な情報を求める市民に対し、知りたいことを知りたいときに提供でき、双方向で交流できるシステムの構築が望まれます。

また、市民の意見を行政に反映するための仕組みづくりも必要とされています。

市政の運営に関しては、地方自治体を取り巻く環境が厳しくなるなかで、行財政の効率化が求められています。また、まちづくりの多くを行政が主導して行ってきた従来の行政運営手法を改め、市民と行政の協働によるまちづくりを促進することにより、さまざまな地域課題にきめ細かく対応していく必要があります。

第5章 将来都市像～めざすべきまちの姿～

豊かな自然と歴史に彩られ 人が奏でるほほえみ・ときめきのまち

緑豊かな里山とさざなみが寄せる湖^{うみへ}辺、ふるさとの川の流れ。広大な田園と歴史ある風土や街並み。

豊かな自然と歴史、文化にはぐくまれた野洲市は、自らの手でまちづくりを実践する市民の力により、未来への大きな可能性を有して歩んでいます。

この恵まれた環境を生かしながら、人の営みが調和し、世代を超えて誰もがほほえみに満ち、ときめき、躍動する「ほほえみ・ときめき」のまちを創造するものです。

第6章 まちづくりの基本理念

「人権」と「環境」を土台に、 生きる意味が実感できる社会づくり

《「人権」と「環境」～生命の基軸～》

まちづくりの営みは、人とひととのきずな、そして人と自然の共生の上に成り立つものです。

市民一人ひとりがいきいきと生きる社会を実現するためには、すべての人が互いの人権を尊び合うことが大切です。この思いのもと、相互に助け合い、認め合い、実践につなげていくことにより、基本的人権が守られた住みよい野洲市が創造されたいと考えます。

また、地球環境は、人類を創造しはぐくんできた母体そのものです。それを守り尊ぶことは、われわれに課せられた責務であり、自らと、共に生きる仲間、そして子孫の生命や生活を守ることにつながります。地球的視点に立ってふるさとの山・川、母なる琵琶湖とそれらに根づいた地域の文化を見つめ直し、受け継いでいく活動は、野洲市に生きるわれわれに課せられた命題であり、何より愛し誇りえる野洲市を創造していくことであると考えます。

このように、人権の尊重と自然との共生は、ともに人類の普遍的な課題であり、市民、企業、行政が、このことを活動の基軸としてとらえ、持続ある発展につなげていくことが重要であると考えます。

《生きる意味の実感～協働～》

協働とは、市民、企業、行政が対等な関係に立ち、それぞれの主体的な活動を通じて、相互に補完しあいながらよりよいまちを創造していこうとする社会の仕組みであり、野洲市の行政運営の基本的な手法として位置づけるものです。

野洲市は、すでに地域で始まっているこの取り組みを、貴重な財産としてとらえ、さらに発展させるために、制度を整え、必要な支援を進めます。

協働を通して、地域に生きる人々が、その知恵や力を発揮するなかで、「生きる意味を実感」とすると同時に、活力ある自主・自立の地域社会が実現できるものと考えます。

第7章 まちづくりの基本目標

1 豊かな人間性をはぐくむまち

野洲市のまちづくりの主役は、市民(人)であり、生涯にわたる教育や子育て支援の充実と、一人ひとりの人権を大切にするまちの創造をめざして、「豊かな人間性をはぐくむまち」を基本目標とします。

まちの基盤が整備され、都市として成熟していく野洲市のまちづくりを担うのは、子どもたちです。自ら学び主体的に行動する「生きる力」の育成が求められるなかで、誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境を保障するとともに、家庭と地域、学校が一体となって教育に取り組むための環境づくりを進めます。

このため、野洲市がもつ人とひととの豊かなふれあいや自然、文化・風土など地域の資源を生かし、多彩な社会参加、国籍や世代を超えた交流、自然・文化学習やスポーツの機会を提供するとともに、こうした学習機会を通じて、豊かな人間形成をめざします。

また、心の豊かさを求める市民の志向や、団塊の世代がセカンドライフ（退職後の生活）において生涯学習に対するニーズを高めることを踏まえ、市民がいつでも気軽に自己実現活動に取り組むことができる環境づくりを進めます。

まちづくりの基本理念の一つとして位置づける「人権」については、同和問題をはじめ、障がい者、外国人など、あらゆる人権に関する問題に取り組み、すべての人権が尊重される社会づくり、多文化共生の社会づくりをめざします。また、社会のあらゆる場に男女が対等な立場で参画し、豊かさも責任も共に分かち合える男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

2 人々が支え合う安心なまち

市民一人ひとりが生きる喜びを実感し、いきいきと輝くために、思いやりの心をもつとともに支え合い、一人の漏れもなく健康で安心な生活をおくることができるまちをめざして、「人々が支え合う安心なまち」を基本目標とします。

栄養・運動・休養のバランスの取れた生活習慣を身に付け、健康的に寿命を延ばすために、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を進め、誰もが健康でいきいきとした生活が営める環境づくりを進めます。

そのために、地域や団体を中心とした取り組みへの転換を進めるとともに、市民のニーズにあった医療サービスの確保に努めます。

また、市民の福祉への関心は非常に高く、住民アンケートの結果では、過半数の住民が、まちづくりにおいて高齢者福祉や保健・医療の充実を望んでいます。このため、すべての市民が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう心の通った福祉サービスの充実に努めるとともに、そこに暮らす人々が、互いを尊重し、支え、助け合う地域福祉を推進します。

一方、地震、水害、火災など大規模災害から、市民の生命や財産を守り、安心して暮らせる安全なま

ちづくりを進めます。

また、交通事故や犯罪の防止などに取り組むとともに、消費者の保護や食生活の安全を確保する仕組みの整備や取り組みの強化に努めます。

3 美しい風土を守り育てるまち

自然や地球環境の保全と創造に重点を置いたまちづくりを推進するため、「美しい風土を守り育てるまち」を基本目標とします。

野洲川、琵琶湖、三上山、田園、集落、街並みや旧街道など、自然と景観に恵まれた美しい風土は、野洲市の貴重な財産であり、現代に生きる私たちは、こうした美しい風土を守り育て、次代に引き継いでいく責務があります。

里山から河川、琵琶湖までの連続する自然を「水と緑の環境ネットワーク」と考え、一体的に保全し活用するとともに、生き物とのふれあいの場や新しい水環境・緑環境の創造に努めます。

また、地球温暖化防止など地球環境全体に配慮したライフスタイルの確立や、ごみを少なくし、資源をリサイクルする持続可能な循環型社会の実現のために、環境問題への取り組みと経済活動が両立することができる仕組みづくりや市民の活動をさらに広げるための支援に取り組みます。

野洲市では、これらを通じて環境学習を推進するとともに、まちづくりにも積極的に生かしていきます。

4 地域を支える活力を生むまち

環境の保全を基礎として、基幹的な産業の競争力を維持・発展させるとともに地域の産業の振興を図り、また安定した就労により安心して働けるまちをめざして、「地域を支える活力を生むまち」を基本目標とします。

野洲市の産業は、米づくりを中心とする農業と情報通信機械器具製造業等の大規模工場の立地にその特色があり、製造業を中心とした産業は、まちの経済を支え、雇用の機会を拡大し、ひいては地域の活力を生む源泉となっています。

大阪都心まで約1時間といった地理的な好条件を生かし、環境に調和した企業体等の誘致や競争力に富んだ産業の育成、産学官の連携の推進により、地域の持続的な発展に努めます。

農業については、米づくりの本来あるべき姿の実現と、自然環境と食の安全に配慮して消費者と市場を重視した戦略的な農業の推進を図ります。さらに、大都市近郊に位置する立地条件を生かし、需要に即応した米づくり・野菜づくりの推進を通じて農業経営の安定と発展をめざします。また、豊かな自然環境とのふれあいの場や農業体験など農業資源の多面的な活用を図るとともに、地産地消を推進します。

里山から琵琶湖へとつながる自然や豊かな歴史・文化を生かした観光の振興を図るため、民間の活力による活性化に力点を置くとともに、市民意識の高揚に努めます。

地域の商工業については、市民の雇用の場の確保や地域経済の活性化のためにも振興を図ります。

□ 第1部 基本構想 □

林業・漁業については、地域の商業や市民活動と連携をとりながら、その振興につながる取り組みを進めていきます。

5 うるおいとにぎわいのある快適なまち

豊かな自然を生かした均衡ある発展とともに、ユニバーサルデザインの視点に立った利便性の高い都市空間の創造、快適な居住環境の確保をめざして、「うるおいとにぎわいのある快適なまち」を基本目標とします。

生活に豊かさとうるおいを感じるまちを実現するため、自然と景観を市民・企業などとの協働により守り育てるとともに、豊かな自然と調和した快適性の高い「庭園的都市空間」の形成を計画的に進めます。

また、バリアフリーの理念に基づき、利便性とともに安全性、快適性に優れた道路や公園・緑地や広場の整備を図るとともに、河川、下水道の維持・整備に関しては、自然や地球環境への負荷に配慮して推進します。さらに、たくさんの人々が集まるにぎわいと魅力にあふれた拠点づくりや公共交通網・施設の整備を促進します。

居住環境の向上に対しては、市民・企業・行政が協働で取り組む仕組みづくりを推進します。

6 市民と行政がともにつくるまち

地方分権が進むなかで、個性ある暮らしやすいまちづくりを進めていくために、市民、企業、行政が人権と環境を基軸に交流・連携し、協働の手法により、ともに地域を支えていくことをめざして、「市民と行政がともにつくるまち」を基本目標とします。

協働によるまちづくりを進めるためには、市民や企業等と行政の相互の信頼関係が不可欠です。このために行政は、地域の現状や課題、将来の姿について情報を提供し、共有できる環境を整備することに努めます。また、行政運営のあらゆる段階で市民の多様な意見を集め、その知恵を結集してまちづくりに反映していくことに努めます。

一方で、市民が自主的に活動を行うための基盤づくりや支援も欠かせないことから、これまでの住民活動の広がりを踏まえ、市民と行政が協働でまちづくりに取り組むためのルールづくりを進めるとともに、市民の自主的な活動への支援と、参加機会の提供を行います。

さらに、市民に最も身近な行政機関としての期待に応えるため、新しい時代に対応する組織機構の改革や行政評価システムの整備を進め、効率的、効果的な施策・事業展開を実現するとともに、市民、企業との交流・連携・協働を進めます。

第8章 主要指標の見込みと計画

1 人口・世帯数

平成17年の国勢調査に基づく人口は49,486人で、5年間の増加率は2.4%と県内の市町のなかでは依然高い水準にあります。全国的には人口減少時代に突入しましたが、野洲市においては、今後も交通利便性や住環境の優位性を背景に、京都、大阪の通勤圏として、人口が増加すると見込まれます。このため、平成32年における目標人口を**59,000人**と設定します。

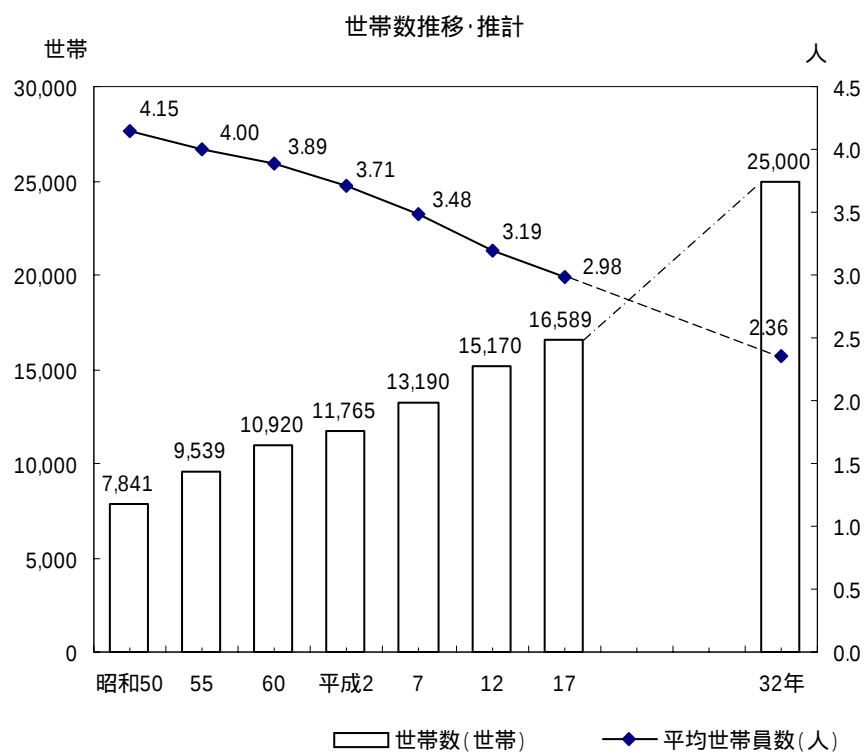
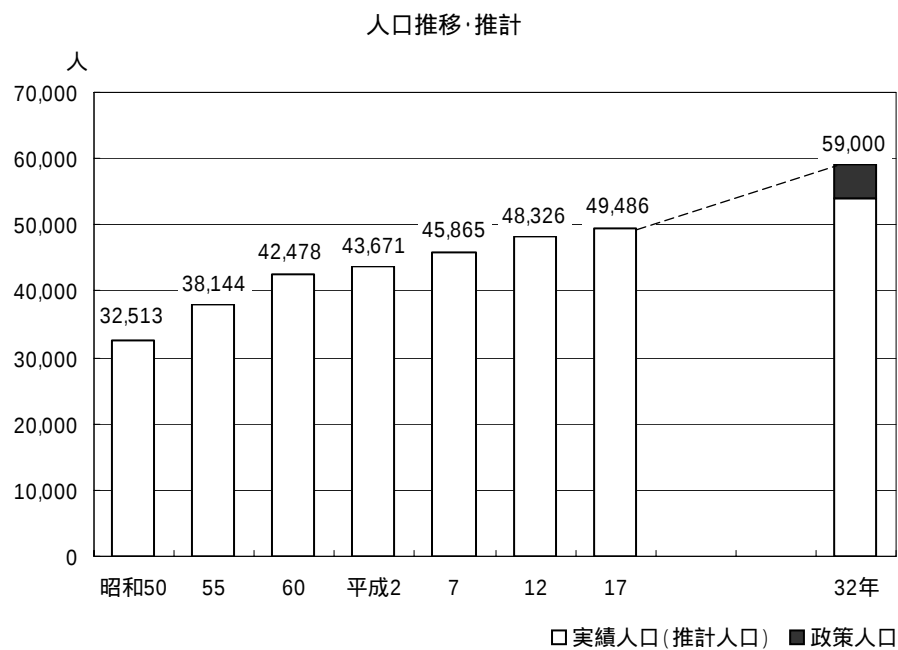
また、世帯数については、これまでの傾向や全国的なデータを踏まえ、引き続いて核家族化や単身世帯が増加するものと考えられ、平成32年における世帯数を**25,000世帯**と設定します。

■ 人口・世帯・世帯員数の推移と推計

年 度	総人口（人）			世帯数 （世帯）	平均 世帯員数 （人）
	実績人口 （推計人口）	政策人口	計		
昭和50	32,513	****	32,513	7,841	4.15
55	38,144	****	38,144	9,539	4.00
60	42,478	****	42,478	10,920	3.89
平成 2	43,671	****	43,671	11,765	3.71
7	45,865	****	45,865	13,190	3.48
12	48,326	****	48,326	15,170	3.19
17	49,486	****	49,486	16,589	2.98
32	54,000	5,000	59,000	25,000	2.36

昭和50～平成17年までは国勢調査人口

平成32年総人口は、国勢調査をベースにしたコーホート要因法による推計値を基準とした推計人口＋政策人口

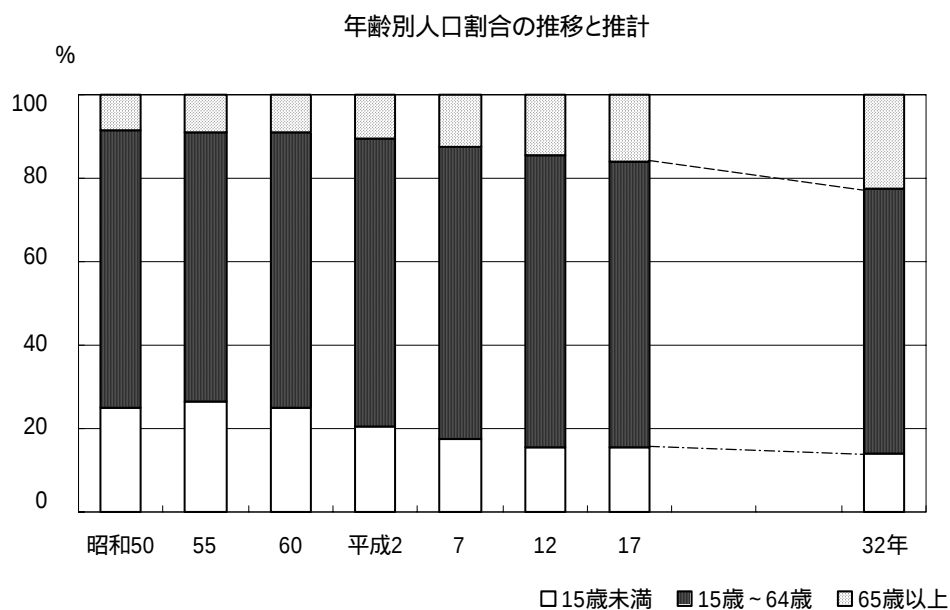


2 年齢構成

年少人口の割合、生産年齢人口の割合ともに減少の傾向は否めず、少子化・高齢化は進展するものと考えられます。しかしながら、開発人口による転入人口を見込んだ結果、高齢化は若干抑えられ、平成32年の高齢化率を22.5%程度と想定します。

■ 年齢別人口割合の推移と推計 (単位：%)

年 次	15歳未満	15～64歳	65歳以上
昭和50	24.9	66.6	8.5
55	26.5	64.7	8.8
60	25.0	65.8	9.2
平成 2	20.3	69.1	10.5
7	17.3	70.1	12.7
12	15.7	69.8	14.4
17	15.1	67.9	16.9
32	14.0	63.5	22.5

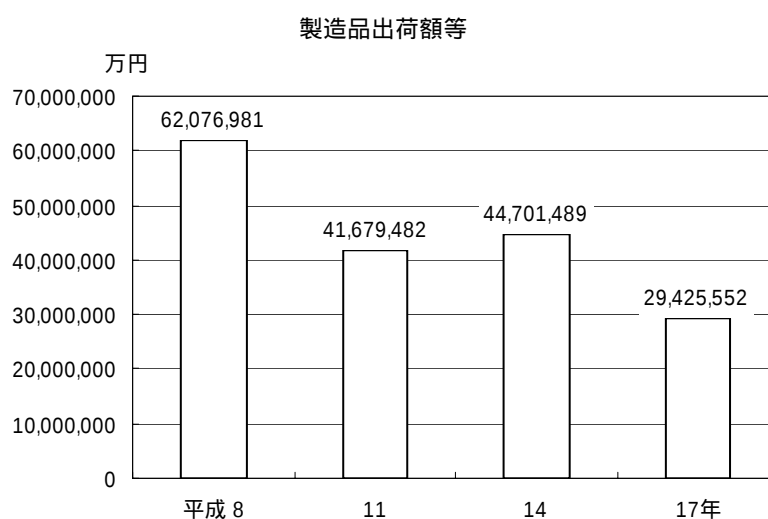


3 産業・生産の現状

野洲市の産業を表す指標として、工業製造品出荷額等および農業に係る各指数をみると、まず、工業製造品出荷額等については、過去においては着実に増加する傾向がみられましたが、主力企業の出荷動向などにより、近年は減少傾向がみられます。今後、計画期間中に高い成長を見込むには、設備投資など産業活動の継続的な拡大を促進することが必要と考えられます。

■ 工業製造品出荷額等（工業統計）

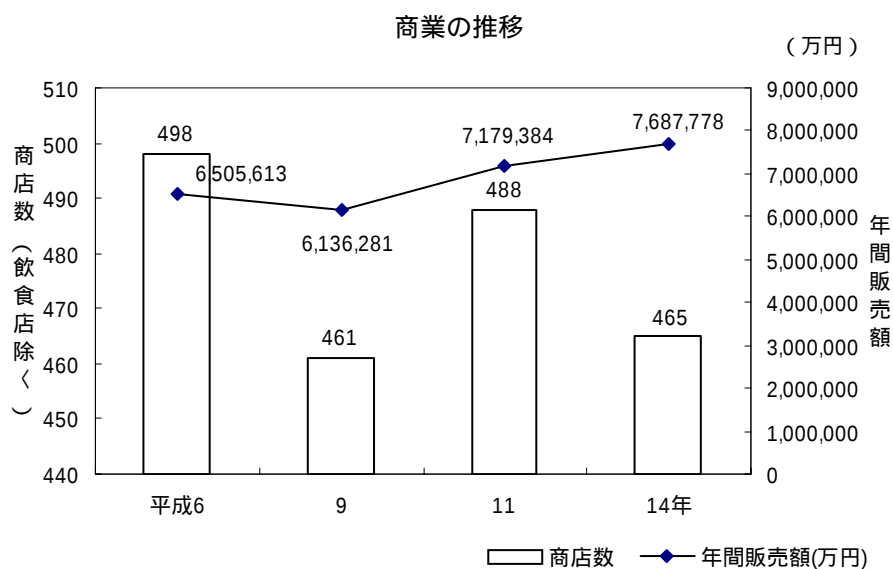
年 次	製造品出荷額等（万円）
平成 8	62,076,981
11	41,679,482
14	44,701,489
17	29,425,552



また、商業については、年間商品販売額は堅調に伸びており、これは大規模店舗の開業によるものと考えられます。

■ 商店数・年間商品販売額（商業統計）

年 次	商店数	年間販売額(万円)
平成 6	498	6,505,613
9	461	6,136,281
11	488	7,179,384
14	465	7,687,778

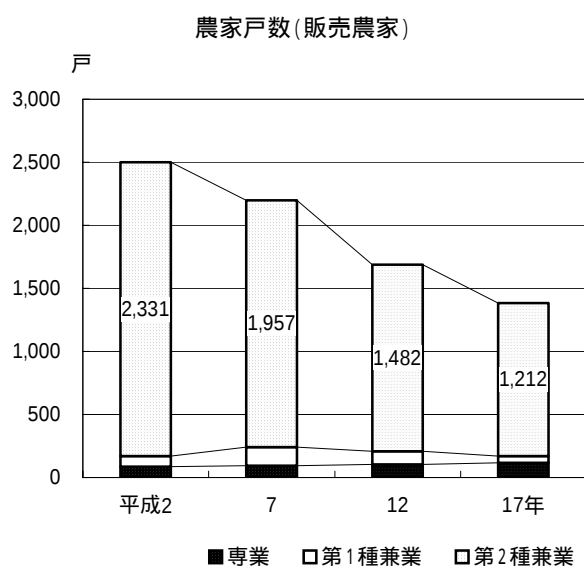


□ 第1部 基本構想 □

さらに、農業は、販売農家の戸数は減少傾向にありますが、専業農家や認定農業者数は増加しており、耕地面積に大きな変化が見られないことから、農地の集約化による効率性の高い生産形態への転換が進んでいるものと考えられます。

■販売農家戸数（農業センサス）

年 次	戸 数（戸）			
	総数	専業	第1種兼業	第2種兼業
平成2	2,500	86	83	2,331
7	2,199	93	149	1,957
12	1,689	105	102	1,482
17	1,382	118	52	1,212

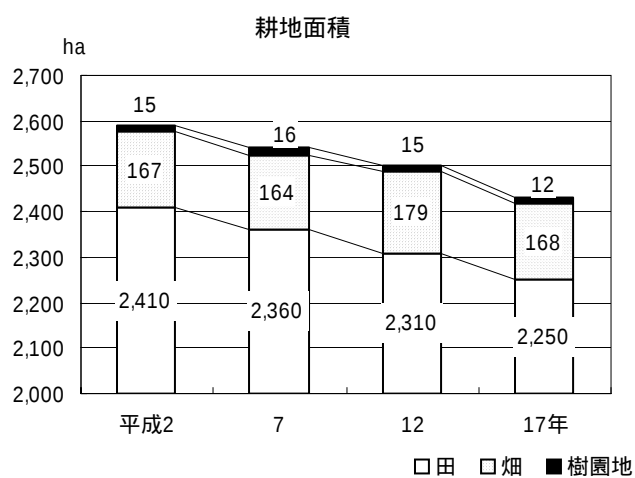


■ 耕地面積（近畿農政局）

（単位：ha）

年 次	計	田	畑	樹園地
平成 2	2,590	2,410	167	15
7	2,540	2,360	164	16
12	2,500	2,310	179	15
17	2,430	2,250	168	12

四捨五入のため、各項目と計の値は必ずしも一致しない。



第 9 章 土地利用基本構想

1 土地利用の基本理念

野洲市の土地は、市民生活や市域における社会経済活動等の共通の基盤であり、現在および将来における限られた資源です。このため、公共の福祉を優先させ、「人権」と「環境」を基軸に、地域の自然条件や社会経済条件および歴史文化的条件等に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と持続的な均衡ある発展を図ることを、土地の利用の基本理念とします。

この基本理念に基づき、市民参加と協働により、適切な土地の利用や活用を進め、道路、公園等の都市基盤施設の整備や、琵琶湖沿岸、野洲川、三上山等の美しい自然環境・景観との調和、そして、災害に強いまちづくりをめざします。

2 土地利用をめぐる基本的条件の変化

ア 土地利用の現状

市域においては、平成 7 年から平成 16 年の 10 年間に市域の約 1.8% に当たる 110ha が農業的土地利用から都市的土地利用等へと転換がされました。

平成 16 年における土地利用の状況は、農用地 39.5% (2,430ha) 森林 20.6% (1,267ha) 水面・河川・水路 8.8% (539ha) 道路 7.4% (452ha) 宅地 13.8% (849ha) その他 9.9% (608ha) となっています。

イ 土地利用をめぐる基本的条件の変化

今後の土地利用を計画するにあたっては、土地利用をめぐる次のような基本的な条件の変化を考慮する必要があります。

- 1) 野洲市は、大都市近郊に位置する恵まれた立地条件や、高い交通利便性等により、今後とも市街地の拡大と都市機能の集積が見込まれます。このため、農用地や森林等の環境と都市的な土地利用との調和を図る必要があります。
- 2) 人々の価値観の多様化や少子化・高齢化の進行等の社会情勢の変化から、市街地等においては、利便性のみではなく複合的な都市機能や、健康・福祉機能の充実、美しい自然や景観の確保、ゆとりがあり安心できる高い快適性が求められています。

3 計画期間中における課題と土地利用の基本方針

計画期間における土地利用にあたっては、土地が有する課題を十分に考慮しながら限られた資源であることを前提として、土地の有効な利用に努める必要があります。

土地利用の転換においては、土地の公共性にかんがみ、その利用目的に応じた区分ごとの需要に基づいた量的調整を行うとともに、土地利用の質的向上を総合的かつ計画的に図ります。

ア 土地需要の量的調整

土地需要の量的な調整に関して、増加する都市的土地利用については、中心市街地等において土地の高度利用を図るとともに、周辺の森林、農用地との調和に配慮して、計画的な新市街地の形成を図ります。

農用地を含む自然的土地利用については、生態系、水資源および景観に十分配慮しつつ、農林漁業の生産活動とゆとりある居住環境の調和をめざした適正な保全を図ります。

森林、農用地、宅地等相互の土地利用の転換については、その可逆性が容易に得られないことや、生態系をはじめとする自然環境に与える影響等にかんがみ、慎重な配慮のもとで計画的に誘導します。特に、琵琶湖の保全に重要な湖辺の自然的土地利用や集水域の森林の転換は、このような配慮を最大限尊重することを基本として対処します。

また、保全する区域と開発する区域を、社会経済情勢や地域の実情に応じて明確に区分し、自然環境の保全と快適な市民生活、活力ある都市活動が共生するよう調整を図ります。

イ 土地利用の質的向上

土地利用の質的向上に関しては、災害に対する安全性を高めるとともに、健康で文化的な生活に資するよう快適性を高めます。このため、森林のもつ土地保全機能の維持増進を基本とし、生態系保全、水資源かん養等の機能を考慮して、森林の適正な保育管理を図ります。また、都市化の進行等に伴い、災害によって被害を受ける可能性のある地域についてはそれぞれの地域に応じた安全性の向上等を図ります。さらに、複合的な都市機能を備えるとともに、琵琶湖や里山等の自然や風土と共生することに配慮しつつ、やすらぎと潤いを感じる景観の形成を図ります。

ウ 課題の実現にあたっての配慮

都市部における土地利用の高度化、農山漁村部における農用地および森林の有効利用、両地域を通じた低・未利用地の利用促進を図るとともに、都市的土地利用と自然的土地利用の適正な配置と組み合わせにより調和の取れた土地利用を進めるなど、地域の自然的・社会的特性を踏まえたうえで、土地の有効かつ適切な利用に配慮します。

4 都市軸の形成

ア 市民生活の広域化や交流人口の増加を視野に入れ、より広域的な地域間の連携軸としてＪＲ琵琶湖線や国道 8 号を中心とする「国土連携軸」の充実をめざします。

イ 周辺市町との連携強化に向けて、大津能登川長浜線や大津湖南幹線、近江八幡守山線、野洲甲西線などの県道を中心として、「国土連携軸」の機能を補完・強化する「地域間連携軸」の充実をめざします。

ウ 市の南北に位置する市街地の間や各拠点間の交流など、地域内交流の促進をめざし、野洲中主線や辻町小比江線などを中心とした「交流連携軸」の形成を図ります。

5 拠点別整備方針

ア 都市拠点

ＪＲ野洲駅周辺地域は、市を代表する拠点として、行政機能、居住機能、商業機能などの高度化を進めます。また、駅へのスムーズな交通アクセスを図り、調和のとれた拠点づくりを進めます。

イ 副都市拠点

吉地・西河原地区の市街地は、市北部の中心となる副都市拠点と位置づけます。この一帯については、ゆとりと趣きを保ちつつ、多機能な拠点として発展を促すとともに、周辺に新市街地の拡大を進めます。

ウ 情報交流・創造拠点(副都市拠点)

環境に配慮した持続可能なまちづくりを行うため、東西方向の国土連携軸と南北方向の交流連携軸が交わる地域を、市民・企業・行政の交流・連携による情報交流・創造の拠点として整備します。また、さまざまな市民サービスの拠点として、新駅の設置など戦略的に拠点整備を行うものであり、また、都市拠点を補完する副都市拠点とします。

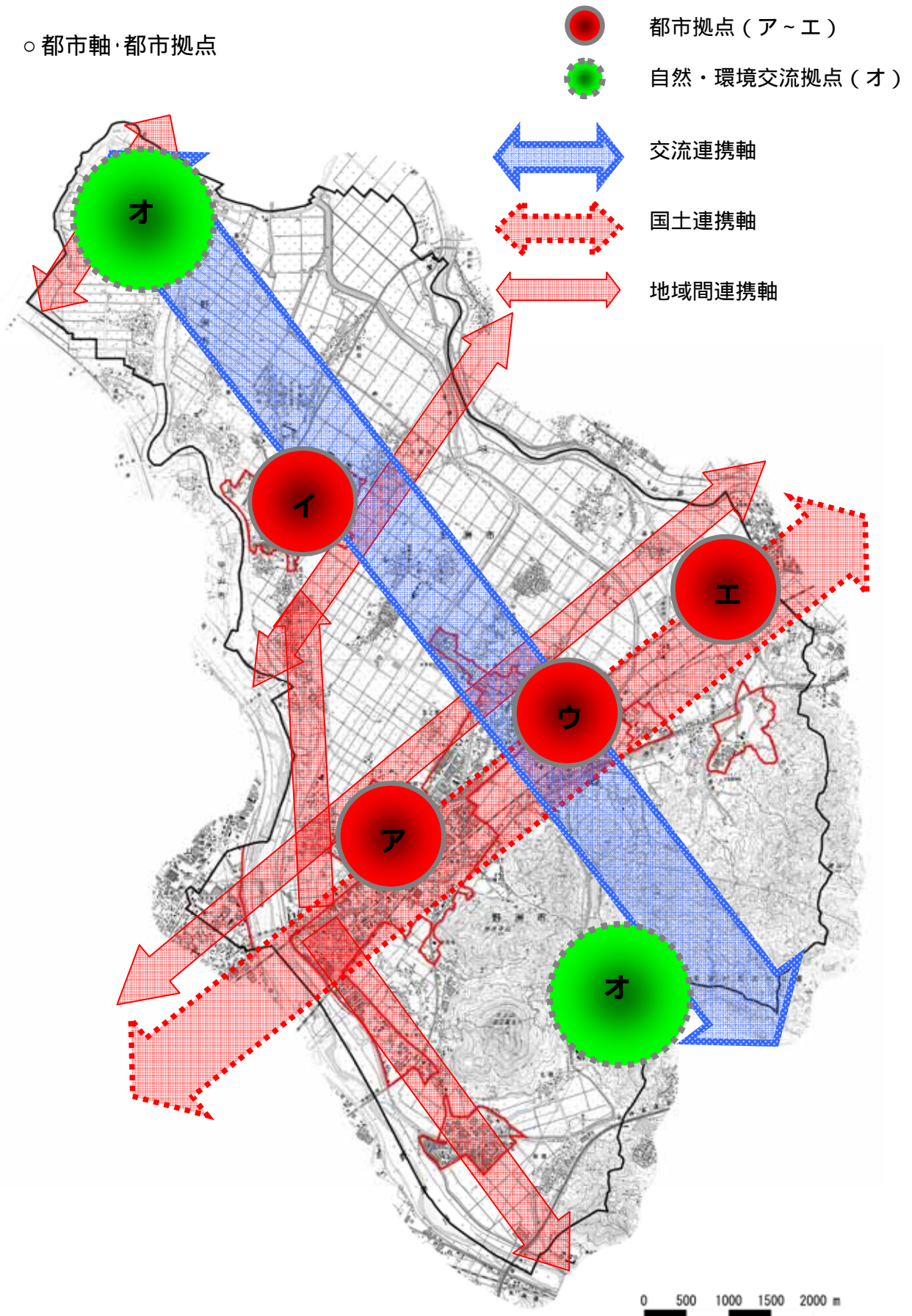
エ 東部交通拠点

ＪＲ篠原駅を中心とした地域では、周辺に新市街地の拡大を進めます。また、アクセスの整備を図ることなどにより、既存の住居機能・商業機能の向上を進めるとともに工業基盤の強化につなげます。

オ 自然・環境交流拠点

琵琶湖岸地域の中心に位置する県営湖岸緑地周辺と、市南部の森林エリアの核となる滋賀県希望が丘文化公園周辺を、自然・環境交流拠点と位置づけ、エリア全体の保全に努めるとともに、拠点を中心に人とひと、自然と人が交流しふれあう場としての整備、活用を推進します。

○ 都市軸・都市拠点



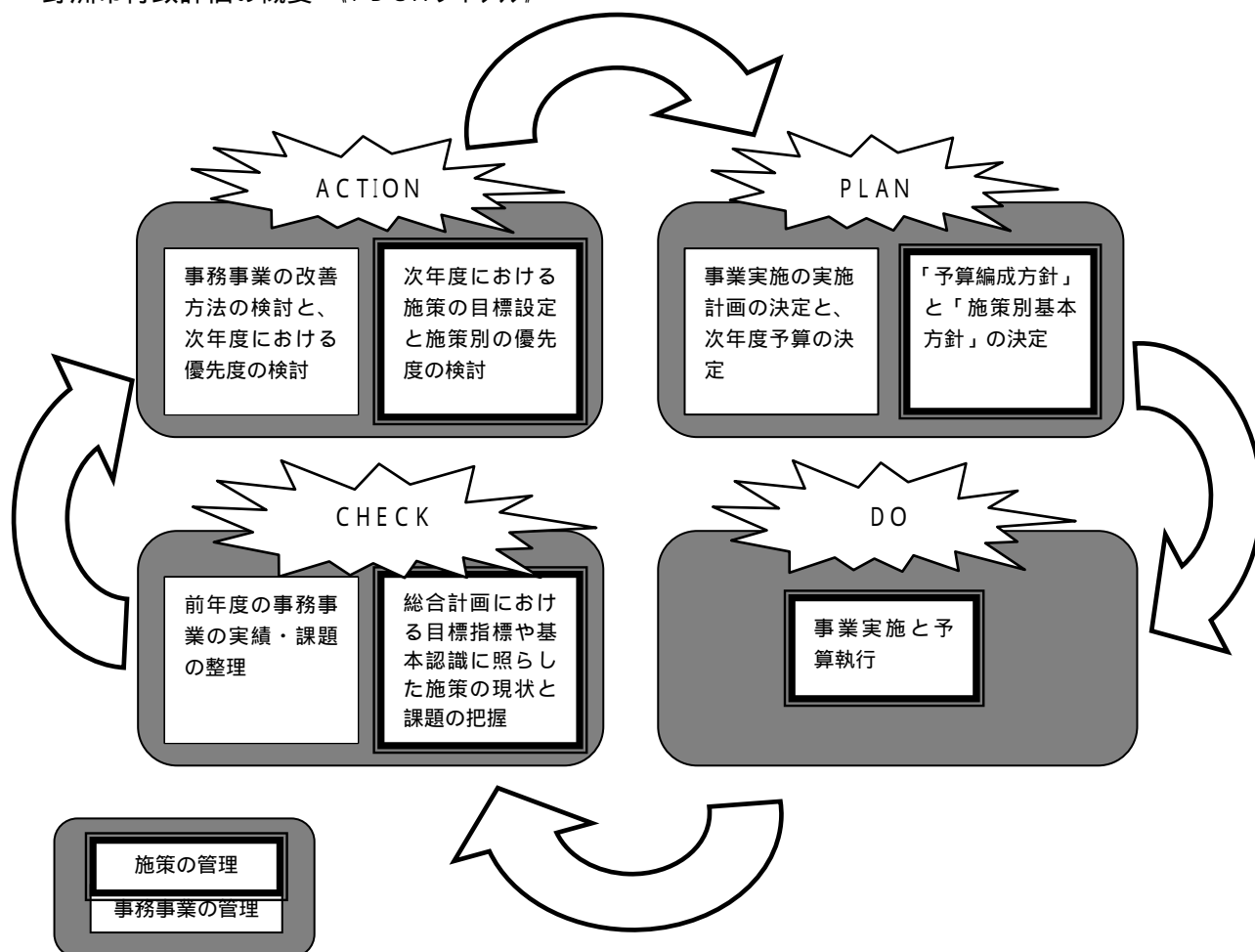
第10章 計画の進捗管理の方法について

総合計画の進捗管理については、行政評価と連動して行います。

行政評価では、各施策単位でその進捗度を数値的に確認する必要があるため、明確な成果指標を設定するとともに、施策の優先度に基づいた予算作成をめざします。

そのため、各事務事業を施策体系の中に明確に位置づけ、施策の成果への貢献度等を測定するシステムを構築します。

■野洲市行政評価の概要 《PDCAサイクル》



PDCAサイクル

PDCAサイクルとは、Plan（計画をたて）、Do（実行し）、Check（評価を行って）、Action（改善を行う）という工程を継続的に繰り返す仕組みのことです。